

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 産業振興

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
商工業の振興	圏域消費者への生鮮食料品の安定供給及び生産者の安定的な販路の確保を図るため、伊勢志摩総合地方卸売市場の安定した経営基盤の確立を推進する。	乙と連携し、伊勢志摩総合地方卸売市場の運営に関する調整及び支援を行う。	甲と連携し、伊勢志摩総合地方卸売市場の運営に関する協議及び支援を行う。
	中小企業の振興を図るため、圏域の中小企業の勤労者及び事業主における勤労者福祉制度の充実に取り組む。	乙と連携し、一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターの運営に関する協議及び支援を行うとともに、事業所等へ情報発信を行う。	甲と連携し、一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターの運営に関する協議及び支援を行うとともに、事業所等へ情報発信を行う。
	圏域の経済活性化及び雇用の拡大を確保するため、企業立地を推進する。	伊勢志摩地域産業活性化協議会における事務局を担うとともに、乙と連携し、産業集積の形成及び活性化を図るために必要な取組を行う。	甲と連携し、産業集積の形成及び活性化を図るために必要な取組を行う。
	圏域内の多産業への経済波及と交流人口の拡大を図るため、圏域市町、県、民間団体等が集客力・発信力の高いイベント等を誘致・開催する。	各イベントの誘致及び開催に取り組む組織等において、連携市町と連携し、必要な取組を行う。	各イベントの誘致及び開催に取り組む組織等において、中心市と連携し、必要な取組を行う。
農林漁業の振興	有害鳥獣による農作物等への被害を防止するため、鳥獣被害対策を推進する。	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。
観光の振興	伊勢志摩地域への旅客誘致を図り、伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行の誘致等の取組を行う。	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、乙と連携し、必要な取組を行う。	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、甲と連携し、必要な取組を行う。
	伊勢・熊野地域への旅客誘致を図り、お伊勢参りと熊野詣に関する情報発信等の取組を行う。	伊勢熊野観光連絡協議会の事務局運営を行うとともに、乙と連携し、必要な取組を行う。	伊勢熊野観光連絡協議会の構成団体として甲と連携し、必要な取組を行う。
	伊勢志摩国立公園の自然保全及び地域振興を図るため、情報発信、自然観察、清掃活動等の取組を行う。	一般財団法人伊勢志摩国立公園協会、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会を活用するなどし、乙と連携し、必要な取組を行う。	一般財団法人伊勢志摩国立公園協会、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会を活用するなどし、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
道路網の整備促進	生活圏の拡大と利便性の向上などを図り、相互を結ぶ県道鳥羽松阪線伊勢鳥羽地区及び伊勢志摩連絡道路の道路整備事業を推進する。	乙と連携し、相互の地域関係住民の意見を調整し、推進に必要な取組を行う。	甲と連携し、相互の地域関係住民の意見調整に協力し、推進に必要な取組を行う。
観光交通の渋滞緩和	伊勢地域周辺における交通渋滞の緩和を図るため、交通渋滞に関する調査研究、駐車場対策及びパーク&バスライドの実施など、交通渋滞の緩和を推進する。	乙及び関係団体と連携し、交通渋滞を緩和するために必要な取組を行う。	甲及び関係団体と連携し、伊勢地域の交通情報を共有するとともに、観光客への情報提供等を行う。

2 地域の生産者、消費者等の連携による地産地消

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地産地消の推進及び地場産品のPR推進	農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び農林水産物のPRを推進する。	乙及び関係団体と連携し、地産地消及び農林水産物のPRを推進するために必要な取組を行う。	甲及び関係団体と連携し、地産地消及び農林水産物のPRを推進するために必要な取組を行う。

3 地域内外の住民との交流

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域情報の共有化及び発信	圏域における地域情報を共有化し、圏域の内外へ相互自治体の情報発信媒体を活用し、情報発信を図る。	甲及び乙の地域における情報等を集約し、情報発信可能な事実の把握及び整理を行い、乙へ提供する。	情報発信媒体への掲載事項について甲へ情報提供する。

4 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力を行う。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域市町職員・教職員の人材育成	圏域における職員・教職員の能力及び資質向上を図るため、合同で研修を実施する。	圏域で実施することが効果的な職員・教職員向けの研修を企画、実施する。	甲が実施する職員・教職員向けの研修に参加するとともに、研修の運営に協力する。
圏域内人材の育成	圏域における青少年の健全育成に関わる方を対象とした、情報交換会及び研修会等を開催する。	乙と連携し、青少年健全育成に関する情報を共有するとともに、情報交換会及び研修会等の開催情報等を提供する。	甲と連携し、青少年健全育成に関する情報を共有する。